

浜名湖ガーデンパーク内行為許可書

平成 29 年 5 月 11 日

ボーイスカウト 浜松地区
西村 清矢 様

静岡県指定管理者
浜名湖ガーデンパーク
管理センター
所長 堀田 隆壽

平成 29 年 5 月 10 日付けで申請のあった浜名湖ガーデンパーク内での行為について、
浜名湖ガーデンパークの設置、管理及び使用料に関する条例第 15 条第 4 項の規定に基づ
き下記のとおり許可します。

記

1 行 為 の 目 的

浜松地区のボーイスカウトの友好を深め、一般参加者にボーイスカウト活動を体験
してもらう為。

2 行 為 の 期 間

平成 29 年 11 月 12 日（日） 7：00～16：00

3 行 為 を 行 う 場 所

1、占有場所（中央芝広場 300 m²） 2、有料施設（屋外ステージ）

4 行 為 の 内 容

- ・式典
- ・ボーイスカウト体験会
- ・レクリエーションゲーム大会

5 行 為 に 係 る 使 用 料 （当日までに精算）

1、占有料金（中央芝 300 m²）@40 円×300 m² ￥12,000-

2、有料施設（屋外ステージ）@8,200 小計 ￥8,200-

行為使用料 合計 ￥20,200-

6 施設利用の手引き 別紙のとおり

7 許 可 の 条 件 別紙のとおり

※園内搬入車両は 8:30 までに退園、搬出車両は 17:00 以降入園

※原状回復(清掃等) ※園内禁煙

※販売行為なし

担当 浜名湖ガーデンパーク 管理センター
企画運営スタッフ

TEL053-488-1500/FAX053-488-0009

1 施設利用の手引き

(使用の制限)

次の事項に該当する場合は、施設使用の許可はできません。

- ① 申請者を含む施設利用者に、暴力団構成員等不適當または不適當な行為をするおそれのあるものが含まれていると認められた場合。
- ② 当該使用が、公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められた場合。
- ③ 当該使用が、集团的に又常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。
- ④ 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- ⑤ その他、施設の設置目的に反するとき及び管理運営上支障があると認められるとき。

2 行為許可条件

(目的以外の行為の禁止)

第1条 行為の許可を受けた者(以下「行為者」という。)は、許可書に記載した目的以外の行為を行ってはならない。

(期間)

第2条 期間は、許可書の記載のとおりとする。

(行為に係る使用料)

第3条 行為にかかる使用料は、許可書記載のとおりとする。

(行為に係る使用料の改定)

第4条 行為に係る使用料は、経済情勢の変動、公園関係条例規則等の改廃、その他の事情の変更に基づき特に必要があると認める場合には、改定することができる。

(行為の制限)

第5条 行為は、浜名湖ガーデンパークの設置、管理及び使用料に関する条例(以下GP条例という)第15条第4項に規定する範囲内で許可するものであり、行為者は、許可を受けた行為により、公衆の公園利用に支障を及ぼすこと、又は公共の福祉の増進に反することがないよう次の事項に注意しなければならない。

- (1) 一般の公園利用者の安全を守るよう必要な措置を行うこと。
- (2) 公園を滅失し、損傷するなど公園の利用に支障を及ぼす恐れがある行為をしないこと。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められる行為をしないこと。
- (4) 暴力団や集团的に又は常習的に暴力的行為を行う恐れのある組織の利益になると認められる行為を行わないこと。
- (5) 公園の風致及び美観、その他公園としての機能を害しないこと。

2 行為者は、許可を受けた行為により第三者に損害を及ぼした場合は、行為者の責任において処理すること。

3 行為者は、許可を受けた事項を変更するとき(軽易な変更である場合を除く。)は、事前に書面をもって公園管理者の許可を受けなければならない。

(安全措置)

第6条 行為者は、事故が発生し又は恐れがあると判断される場合は、公園利用者の安全を図るとともに、一切、行為者の責任において直ちに処理すること。

(権利譲渡の禁止)

第7条 行為者は、許可を受けた行為について、許可された権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可の取消し又は変更等)

第8条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 申請内容に偽りがあった場合や不正な手段により許可を受けたとき。

(2) 行為者がこの許可条件に違反したとき。

(3) 都市公園法、GP条例及びこれらに基づく規定に違反したとき。

(4) 公園の保全又は一般の公園の利用に著しい支障が生じたとき。

(5) 公園の運営上又は公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 前項第1号の規定に該当することにより、公園管理者が許可の取消し又は変更をした場合において、その取消し又は変更により行為者に損失が生じても公園管理者は、その損失を補償しない。

(原状回復)

第9条 行為者は、前条の規定により知事(公園管理者)が許可を取消したとき、又は行為期間が満了したときは、自己の負担で、直ちに、原状に回復して返還しなければならない。

2 行為者が原状回復の義務を履行しないときは、知事(公園管理者)は、行為者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、行為者は、何らの異議を申し立てることができない。
(損害賠償)

第10条 行為者は、その責めに帰すべき理由により、公園の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷に係る公園の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、行為者は、本書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 許可の取消しが行われた場合においては、行為者は、許可を受けた場所又は公園施設に投じた改良のための有益費、修繕費の必要費及びその他の費用を請求しないものとする。
(実地調査等)

第12条 公園管理者は、許可した場所又は公園施設について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、公園管理上必要な指示をすることができる。

(疑義の決定)

第13条 この許可条件に関し、疑義のあるとき、その他許可を受けた行為について疑義を生じたときは、すべて公園管理者の決定するところによる。